

(仮貯蔵等承認基準)

第 18 仮貯蔵等承認基準は、次に定めるとおりとする。

1 市規程第 2 条第 2 項に規定する仮貯蔵等承認基準＊

- (1) 仮貯蔵等を行う場所(以下「仮貯蔵所等」という。)の位置は、原則として政令第 9 条第 1 項第 1 号に定める製造所の位置の例によること。

ただし、仮貯蔵等を行う危険物が政令第 9 条第 2 項に規定する高引火点危険物のみの場合にあつては、省令第 13 条の 6 第 3 項第 1 号に定める製造所の位置の例によることができる。

- (2) 仮貯蔵所等における危険物の貯蔵又は取扱いは、政令第 4 章「貯蔵及び取扱の基準」に適合していること。

- (3) 屋外において仮貯蔵等を行うときは、第 2 類(硫黄に限る。)、第 4 類及び第 6 類の危険物に限るとともに、次によること。

ア 仮貯蔵所等は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所であること。

イ 仮貯蔵所等の周囲には、さく等を設けて明確に区画すること。

ウ 仮貯蔵所等のさく等の周囲には、仮貯蔵等を行う危険物の数量に応じ、第 18 表に掲げる幅の空地を保有すること。

ただし、第 2 類の危険物(硫黄に限る。)、引火点 70 度以上の第 4 類の危険物若しくは第 6 類の危険物の仮貯蔵等を行うとき又は 2 以上の仮貯蔵所等を隣接して設けるときは、第 18 表の備考欄に定めるところによりその空地の幅を減ずることができる。

エ 仮取扱いをする場所は、危険物が直接公共用下水等に流出するおそれのない場所とするか、又は流出しないよう適当な措置を講じた場所とすること。

オ 類を異にする危険物は、同一の場所において仮貯蔵しないこと。ただし、省令第 39 条に定める場合は、この限りでない。

第 18 仮貯蔵等承認基準

第 18 表 屋外において仮貯蔵等を行う場合の空地の幅

仮貯蔵等を行う危険物の最大数量	空地の幅	備 考
指定数量の 10 倍以下の数量	2m 以上	1 第 2 類の危険物(硫黄に限る。)及び引火点 70℃以上の第 4 類の危険物の仮貯蔵所等は左記空地の幅の 1/2、第 6 類の危険物の仮貯蔵所等は左記空地の幅の 1/3 とすることができる。ただし、2 メートル未満とすることはできない。 2 2 以上の仮貯蔵所等を隣接して設置するときの当該仮貯蔵所等相互間の空地の幅は、その大なる方の空地の幅をもって当該空地の幅とすることができる。
指定数量の 10 倍を超え 50 倍以下の数量	3m 以上	
指定数量の 50 倍を超え 150 倍以下の数量	5m 以上	
指定数量の 150 倍を超え 300 倍以下の数量	10m 以上	
指定数量の 300 倍を超える数量	15m 以上	

(4) 屋内において仮貯蔵等を行うときは、次によること。

ア 仮貯蔵所等は専用の建築物又は専用の室を設け、かつ、壁、柱、床、はり及び階段が耐火構造であり、又は不燃材料で造られたものであること。ただし、不燃性の容器に収納密封された第 2 類（引火性固体を除く。）又は第 4 類の危険物（引火点が 70 度未満の第 4 類の危険物を除く。）の仮貯蔵所にあつては、壁を準耐火構造とし、仮貯蔵所の室内に面する部分を不燃材料で被覆した構造とすることができる。

イ 類を異にする危険物は、同一の室において仮貯蔵しないこと。ただし、省令第 39 条に定める場合は、この限りでない。

(5) 仮貯蔵所等の電気設備は、電気工作物に係る法令の規定に適合したものであること。

(6) 仮貯蔵所等には、その見やすい箇所に省令第 17 条第 1 項の規定の例による「危険物仮貯蔵所」又は「危険物仮取扱所」の標識及び省令第 18 条第 1 項の規定の例による防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

(7) 仮貯蔵所等には、第 4 種又は第 5 種の消火設備をその能力単位の数値が省令第 30 条に規定する建築物その他の工作物及び危険物の所要単位の数値に達するように設けること。ただし、危険物に適應する第 1 種消火設備、第 2 種消火設備又は第 3 種消火設備が設けられている場合は、所要単位の 5 分の 1 の数値まで減ずることができる。

(8) 地震に関する情報及び地震を覚知した場合は、危険物の取扱いを中止し、安全確認のための点検を実施するとともに、必要に応じて次のアからシまでの措置を講じ

ること。

なお、この措置は、当該地震に関して安全な状態が確認されるまで継続すること。

- ア 入出荷作業は停止する。
- イ 出荷ポンプ等動力の電源を遮断する。
- ウ タンクの元バルブ及び関連バルブを閉止する。
- エ 受入配管先端バルブを閉止する。
- オ 防油堤排水弁の閉止を確認する。
- カ 流出油防止装置(土のう等)を準備する。
- キ 製品ドラムの歯止めを補強する。
- ク 空ドラムをロープ等で補強する。
- ケ 停車車両は歯止めをする。
- コ 消火器などの点検・配備を行う。
- サ 貯蔵する危険物は貯蔵高さをできるだけ低くする。
- シ 監視者を配置する。

(9) 津波による浸水が想定される地域については、地震発生に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合は、危険物の取扱いを中止するとともに、作業員等の避難を最優先とし、津波襲来までの時間に応じて、危険物の流出を最小限に留めるよう努めること。

(10) 所轄消防署長が、申請に係る危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法、申請場所の周囲の地形その他の状況等から判断して、前記(1)から(9)に定める承認基準によらなくとも火災の予防上安全であると認めるときは、当該承認基準によらないことができる。

2 タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵承認要領[R4. 12. 21 4 消規第 187 号]

(1) 趣旨

荷積み待ち等により岸壁、コンテナヤード等一定の場所に危険物を収納したタンクコンテナ又は箱型のコンテナ(ドライコンテナ、リーファーコンテナ等)(以下「タンクコンテナ等」という。)を相当時間とどめる場合(荷卸しと荷積みが同日中に行われない場合をいう。)は、法第 10 条第 1 項ただし書の規定により仮貯蔵承認を要するものとする。＊

(2) 運用上の留意事項

- ア 申請者が同一で、かつ、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナ等を仮貯蔵する場合は、1 の仮貯蔵とすることができること。
- イ タンクコンテナ等の安全性及び輸送行程の複雑さを考慮し、仮貯蔵の承認に係る事務の迅速化を図ること。
- ウ 仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、次に掲げる事項を記載した書

第 18 仮貯蔵等承認基準

類とするが、必要最小限にとどめ、申請者に過重な負担をかけないようにすること。

(ア) 屋外での仮貯蔵

当該仮貯蔵場所を含む敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表した見取図

(イ) 屋内での仮貯蔵

(ア)に定めるもののほか、建築物の仮貯蔵に供する部分の構造を表した図

エ 原則として仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできないこと。ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、感染症等の影響により、船員や港湾労働者の確保ができないなど、港湾の稼働状況が悪化した結果による船舶の遅延、鉄道の不通等の申請者等の責によらないやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎても同一の場所で仮貯蔵を継続する必要が生じた場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるものとする。

オ 次の場合は、仮貯蔵又は仮取扱いの承認は要しないものであること。

(ア) 複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナ等を積み込むために、さん橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナ等を車両に積載して運ぶ場合

(イ) コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的にとどめる場合

(ウ) 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合

(3) 技術上の基準

ア 屋外における仮貯蔵

(ア) 仮貯蔵場所

- a 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所であること。
- b 仮貯蔵場所の周囲には、3m 以上の幅の空地を保有すること。ただし、政令第 9 条第 2 項に規定する高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料で造った防火上有効な塀を設けることにより、消防署長が安全であると認めた場合は、この限りでない。
- c 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示すること。

(イ) 標識及び掲示板

- a 標識

仮貯蔵場所には、見やすい箇所に「危険物仮貯蔵場所」である旨を表示した標識を設けること。

b 掲示板

仮貯蔵場所には、仮貯蔵期間、危険物の類、品名、貯蔵最大数量、貯蔵する危険物に応じた注意事項（「火気厳禁」、「禁水」等）、管理責任者及び緊急時の連絡先を表示した掲示板を設けること。

(ウ) 消火設備

仮貯蔵場所には、貯蔵する危険物に応じた政令別表第 5 に掲げる第 4 種又は第 5 種の消火設備をその能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設けること。

(エ) 仮貯蔵中の火災予防に係る事項

a 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等関係のない者をみだりに出入りさせない措置を講じること。

b 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。

c 仮貯蔵中は、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。

d タンクコンテナ等を積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナ等に限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ等の頂部までは 6m 以下とすること。

e タンクコンテナ等の相互間には、点検のための間隔を設けること。

f 危険物の管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナ等の異常の有無及び a から e までを確認すること。

g 地震に関する情報及び地震を覚知した場合は、危険物の取扱いを中止し、安全確認のための点検を実施するとともに、必要に応じて次の(a)から(g)までの措置を講ずること。＊

なお、この措置は、当該地震に関して安全な状態が確認されるまで継続すること。＊

(a) 入出荷作業は停止する。

(b) タンクの元弁及び関連弁を閉止する。

(c) 流出油防止装置(土のう等)を準備する。

(d) 停車車両は歯止めをする。

(e) 消火器などの点検・配備を行う。

(f) d に係わらず積重ね高さをできるだけ低くする。

(g) 監視者を配置する。

第 18 仮貯蔵等承認基準

イ 屋内における仮貯蔵

(ア) 仮貯蔵場所

a 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に防火設備を設けた専用室とすること。

b a の専用室の窓にガラスに用いる場合は、網入りガラスとすること。

(イ) その他

前記ア・(イ)から(エ)までの例によること。

3 アルコール原液の希釈工程に係る仮取扱承認要領[H3. 10. 14 3 消導第 144 号] *

(1) 申請手続き等

ア 同一敷地内において同時に 2 以上の場所で仮取扱いを行おうとする場合の承認申請は 1 の場所ごとに申請すること。ただし、仮取扱場所の一部を共通して使用する場合にあっては、1 件で申請することができる。

イ 同一の場所で 10 日以内に 2 回以上の仮取扱いを行おうとする場合には、1 件の申請とすることができるものとする。

ウ 申請書には仮取扱いを行おうとする場所を記載した事業所全体の平面図等を添付すること。

(2) 構造・設備等

ア 受入タンク兼希釈タンクは原則として不燃性とすること。

イ アルコール受入ホースのポンプ等への接続は緊結するとともに、アルコールを漏えいさせないこと。

ウ アルコール受入ホースは圧送圧に十分耐えうる構造のものをを用いること。

エ ポンプはアルコールの取扱い中、移動しない措置を講ずること。

オ ポンプの構造は原則として防爆構造とすること。

カ 取扱い場所には、消火設備として第 4 種消火設備及び第 5 消火設備を各々 1 個以上配置すること。

キ 仮取扱場所には、その見やすい場所に省令第 17 条第 1 項の規定の例による「危険物仮取扱所」の標識、省令第 18 条第 1 項の規定の例による「火気厳禁」及び仮取扱いの承認に係る期間を掲示した掲示板を設けること。

(3) 取扱基準等

ア アルコールの受入タンクと希釈タンクは兼用とすること。

イ アルコールは移動タンク貯蔵所等から受け入れた直後に水を添加し、濃度を 60%未満とすること。

ウ アルコールの送り側と受入側とは、十分な連絡がとれる措置を講ずること。

エ 仮取扱場所はアルコール蒸気の滞留防止に留意するとともに、火気厳禁とすること。

オ 地震に関する情報及び地震を覚知した場合は、危険物の取扱いを中止し、安全確認のための点検を実施するとともに、必要に応じて次の(ア)から(ク)までの措置を講ずること。

なお、この措置は、当該地震に関して安全な状態が確認されるまで継続すること。

- (ア) 受入作業は停止する。
- (イ) 受入ポンプ等動力の電源を遮断する。
- (ウ) タンクの元弁及び関連弁を閉止する。
- (エ) 受入配管先端弁を閉止する。
- (オ) 流出油防止装置(土のう等)を準備する。
- (カ) 停車車両は歯止めをする。
- (キ) 消火器などの点検・配備を行う。
- (ク) 監視者を配置する。

(4) その他

ア 事業所の関係者は、移動タンク貯蔵所の危険物取扱者と受入れ作業開始前に火災予防上の措置、アルコールの漏えい防止措置、火災発生時における通報等必要な事項について予め協議する旨、定められていること。

イ その他実情に応じた火災・事故等の防止措置が講じられていること。

4 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱要領

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱については、「震災時等における危険物の貯蔵・取扱いに係る安全対策及び手続について」(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 消導第 222 号)によること。

5 震災時等における既設非常用発電設備(少量危険物取扱所)の仮貯蔵・仮取扱要領

震災時等における既設非常用発電設備(少量危険物取扱所)の仮貯蔵・仮取扱いについては、「震災時等における既設非常用発電設備(少量危険物取扱所)の長時間運転に係る仮取扱いの運用について」(令和 3 年 12 月 1 日付け 3 消規第 162 号)によること。